

税金の減免制度

被災すると税金が
減免されることが
あります



確定申告でできる
主なものを2つ紹介
しますね

まずは所得税

- ・災害によって住宅や家財に損害を受けたとき
- ・災害のあった年分の所得金額が 1,000 万円以下
- ・災害によって受けた損害額が住宅又は家財の価額の 2 分の 1 以上
- ・雑損控除の適用を受けない場合



この条件を全て満たすと



年収 500 万円以下の人の場合全額免除
500 万円超 750 万円以下なら 1/2 軽減
750 万円超 1,000 万円以下なら 1/4 軽減

雑損控除 (ざっそんこうじょ、と読みます) とは…

- ・震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害のほか、火災や盗難による損害でも対象になる
- ・損害を受けた対象は住宅や家財を含む生活に通常必要な資産
- ・損失額 - 所得金額の 10 分の 1
- ・損失額のうち、災害関連支出の金額 - 5 万円のうち、いずれが多い方の金額が控除額になる

この2つはどちらか
片方しか
適用できません！
得な方を選べば
OK です



また納税期限を
延長する制度もある
ので覚えて
おきましょう